

宇宙状況把握分野における協力に基づく
S S Aシステムの設計・整備における協力に関する附属書

防衛省航空幕僚監部（以下「甲」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（J A X A）（以下「乙」という。）は、「宇宙状況把握分野における協力に関する協定（平成29年11月24日付）」第7条の規定に基づき、次のとおりS S Aシステムの設計・整備における協力に関する附属書（以下「本附属書」という。）を締結する。

（定義）

第1条 本附属書において使用する用語の定義は、「宇宙状況把握分野における協力に関する協定」（以下「協定」という。）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「設計・整備」とは、宇宙基本計画工程表に示されたシステム設計・システム整備をいう。
- (2) 「防衛省のS S Aシステム（以下「防衛省システム」という。）」とは、防衛省が設計・整備するS S Aシステムをいう。
- (3) 「J A X AのS S Aシステム（以下「J A X Aシステム」という。）」とは、乙が設計・整備するS S Aシステムをいう。
- (4) 「契約相手方」とは、防衛省システム又はJ A X Aシステムの設計・整備に係る業務の一部を実施させるために防衛省又は乙それぞれが契約した者をいう（下請け、再委託先等を含む。）。
- (5) 「技術情報等」とは、技術情報、知見、資料等の総称をいう。
- (6) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - イ 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録出願により生じた権利並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - ウ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権（以下「プログラム等の著作権」という。）並びに外国における前記各権利に相当する権利
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第10条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）
- (7) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては採択並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについては案出をいう。

- (8) 「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、プログラム等の著作権については設定登録の申請並びに外国における前記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願をいう。
- (9) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為及び著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。
- (10) 「それぞれの規則」とは、甲においては「職務発明に関する訓令（昭和39年防衛庁訓令第46号）」、「防衛省所轄国有特許権等の管理に関する訓令（昭和40年防衛庁訓令第2号）」をいう。乙においては、「知的財産活用規程」、「知的財産権の諸管理手続き要領」及び「知的財産の利用許諾手続き要領」をいう。
- (11) 「取扱いに一定の留意等を要する技術情報等」とは、甲における「注意」若しくは乙における「SSA業務関係者限定（情報）」、又はその両方を含む技術情報等をいう。
- (12) 「注意」とは、防衛省の規則に従って、当該事務に関与しない防衛省職員にみだりに知られることが業務の遂行に支障を与えるおそれのある情報をいう。
- (13) 「SSA業務関係者限定（情報）」とは、乙の規則に従って、乙の円滑な業務遂行のため、取扱える関係者の範囲を限定する情報をいう。

（協力事項等）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 防衛省システム又はJAXAシステムそれぞれの設計・整備状況の共有
 - (2) 防衛省システム及びJAXAシステムの連接に必要となる技術的な事項の助言、支援、協議及び決定
 - (3) 設計・整備後の運用体制構築に必要となる方策の検討
 - (4) 防衛省システム又はJAXAシステムを維持・運用するために必要となる事項の調整
- 2 本協力に係る技術情報等については、当該技術情報等の開示又は提供を行った甲又は乙（以下「開示・提供側当事者」という。）の同意の上、それぞれの契約相手方に対し開示又は提供することができる。

（共同で実施する業務）

第3条 甲及び乙は、共同で設計・整備を行う業務に当たっては、業務の内容、範囲、役割分担、スケジュール及び知的財産権の取扱い等について協議の上実施するものとする。

（実施場所）

第4条 甲及び乙は、次の各号のいずれかの場所を本協力の実施場所とする。

- (1) 防衛省航空幕僚監部（東京都新宿区市谷本村町5番1号）
- (2) 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構東京事務所（東京都千代田区神田駿河台4丁目6）又は同筑波宇宙センター（茨城県つくば市千現2丁目1-1）

2 甲及び乙は、事前に協議の上、前項に規定する場所以外で本協力を実施することができるものとする。

(技術連絡会)

第5条 甲及び乙は、本協力の円滑な推進を図るため、これまで防衛省及び乙の間で行ってきた議論、技術調整及び決定事項を踏まえた技術連絡会を設置する。

2 技術連絡会は、甲及び乙からそれぞれ1名選出された幹事により共同で議事運営に当たるものとする。

3 技術連絡会の開催及び議題は、都度、甲及び乙の幹事が事前に協議の上決定する。

4 甲及び乙は、技術連絡会に、それぞれの幹事が必要と認める者を参加させることができる。ただし、それぞれの契約相手方を参加させようとする場合は、事前に相手方幹事の同意を得るものとする。

(技術連絡会の役割)

第6条 技術連絡会の役割については、次の各号に掲げるところによる。

(1) 本協力に関する進捗状況の情報交換及び把握

(2) 本協力に関する技術的な調整、協議及び決定

(3) 将来の協力に必要となる事項の検討及び調整

(4) 協力の細部事項に関する情報交換

(5) 本協力に関する、その他一方の幹事が必要と認めた事項の調整

(要員の派遣)

第7条 甲及び乙は、協定第8条の規定に基づき相手方に要員を派遣する必要が生じた場合には、受入依頼書等必要な書類を相手方に送付し、その承認を求めるものとする。

2 甲及び乙は、前項に規定する相手方の承認があった場合には、その勤務形態、勤務内容等の細部事項について事前に協議の上、別に合意書を結ぶものとする。

3 前2項に規定する甲又は乙の要員は、本協力を深化させかつ円滑に実施するために必要となる事項の情報収集及び調整等を、相手方の勤務地において行うものとする。

(知的財産権の出願等)

第8条 甲及び乙は、それぞれに所属する職員が本附属書に基づく協力の実施に伴い共同で発明等（ただし、第11条の対象となるものを除く。以下、本条において同じ。）を行った場合は、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否について協議するものとする。

2 甲及び乙は、本附属書に基づく協力の実施により得られた発明等に係る知的財産権について、それぞれの規則等により、当該発明等を行った職員から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。

3 本附属書に基づく協力の実施により共同で得られる発明等に係る知的財産権の甲又は乙に所属する職員の持分は、前項に従ってその者の所属する当事者がそれぞれ承継するものとし、甲及び乙は、そのために必要な内部的措置を講じるものとする。甲及び乙が当該発明等に係る出願等を行う際は、当該知的財産権に係るそれぞれの持分を協議して定めた上で、共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙は、所属する職員から当該発明等に係る知的財産権の持分を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとし、出願等について別途協議するものとする。

(知的財産権の実施等)

第9条 共有知的財産権の実施、第三者に対する実施許諾等については、関連する法令及びそれぞれの規則等に基づき、協議の上、別途取決めるものとする。

(ノウハウの特定)

第10条 甲及び乙は、本附属書に基づく協力の結果、ノウハウに該当するものが共同で案出された場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。

2 前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、提供してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、甲及び乙で協議の上、個別に定めるものとする。ただし、変更が生じた場合は、協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

(著作権及びノウハウ)

第11条 本附属書に基づく協力の実施に当たり、プログラム等の著作権及びノウハウについては、第8条の規定を準用するものとする。

2 前項に規定するプログラム等の著作権及びノウハウの実施、実施許諾等については、第9条の規定を準用するものとする。

(技術情報等の開示又は提供等)

第12条 甲及び乙は、本附属書の実施に必要な技術情報等を無償で相互に開示し、又は提供することができるものとする。ただし、第三者との取決めによって秘密保持義務を負っているものについては、この限りでない。

2 返還を条件とする技術情報等の提供を受けた甲又は乙は、当該提供を受けた目的を終え、又は第16条に規定する本附属書の有効期間を終了した後、速やかに返還するものとする。

3 第1項の規定により技術情報等の開示又は提供を受けた甲又は乙（以下「被開示・提供側当事者」という。）は、開示・提供側当事者の技術情報等を、第2条に係る業務の実施以外の目的での使用又は第三者への開示若しくは提供を行わないように管理するものとする。

4 被開示・提供側当事者は、当該技術情報等を第三者（契約相手方を除く。）に開示又は提供をする必要がある場合には、開示・提供側当事者の事前の書面による同意を得るものとする。

- 5 甲及び乙は、前項に基づき相手方の技術情報等を第三者（契約相手方を除く。）に開示又は提供を行う場合、その第三者が当該技術資料等を第2条に定める協力の実施以外の目的での使用、開示若しくは提供を行わないよう措置するものとする。
- 6 甲及び乙は、第2条に定める協力を実施するため、第1項に基づき開示又は提供された技術情報等を改変する必要がある場合は、あらかじめ開示・提供側当事者の同意を得るものとし、改変の内容に応じて知的財産権の取扱い等について協議するものとする。

（取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱い）

- 第13条 甲及び乙は、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等に関し、次に掲げるものに応じ、それぞれ表示を行うものとする。
- (1) 甲における技術情報等にあっては、「注意」
 - (2) 乙における技術情報等にあっては、「SSA業務関係者限定（情報）」
- 2 甲及び乙は、取扱いに一定の留意等を要する技術情報等の取扱いについては、別に定めるところにより実施するものとする。
 - 3 甲及び乙は、必要に応じて相互にそれぞれの管理状況を確認することができるものとし、不備のあった場合には、相手方に適正な管理を求めることができる。

（経費）

- 第14条 甲及び乙は、本附属書の実施に当たり、それぞれの業務について自らの費用を負担する。ただし、その実施に際して甲及び乙の間に直接的な経費が発生する場合には、別途、両者で協議するものとする。

（損害賠償）

- 第15条 甲又は乙は、本附属書の実施に関連して、相手方の責めに帰すべき事由により損害を被ったときは、その責めに帰すべき当事者に対し、損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲又は乙は、本附属書の実施に関連して相手方に提供し、又は開示する技術情報等について、その品質の確保及び適時適切な提供に努めるものとするが、必ずしもそれを保証するものではなく、整備期間中の各システムの不具合、運用上の制約、その他の事由により相手方に技術情報等が提供できない事態が生じたとしても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

- 第16条 本附属書の有効期間は、締結後防衛省システム及びJAXAシステムの設計・整備が終了（試行運用を含む。）するまでの間とする。

（附属書の解除）

- 第17条 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、かつ是正されない場合には、書面による同意なく、本附属書を解除することができる。この場合において、甲又は乙は、相手方に対し本附属書の解除を書面により通知するものとする。

- (1) 相手方が、本附属書の履行に関し、不正または不当な行為をした場合
 - (2) 相手方が、本附属書に違反した場合
- 2 甲及び乙は、本協力の必要がなくなった場合には、書面による同意により、本附属書を解除することができる。

(委任)

第18条 甲及び乙は、本附属書の実施に関して、細部に係る取決めが必要になった場合については、両者の間で協議の上、甲及び乙がそれぞれ指定した者に、当該取決めの作成及び締結を委任することができる。

(協議)

第19条 本附属書に定めのない事項及び本附属書に関する疑義が生じた場合、甲及び乙（乙は必要に応じ文部科学省と協議の上）は誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

- 2 本附属書の内容を変更する必要が生じた場合は、両者の間で協議の上変更するものとする。

本附属書を証するため、附属書を2通作成し、甲、乙両者署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年 11月30日

甲 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省航空幕僚監部防衛部
防衛部長



乙 東京都調布市深大寺東町七丁目44番地1
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
理事

